

## 審議会の提言の概要

概要版

### 3 三校種体制(学校種のあり方)について

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>義務教育学校の設置に伴い、小・中学校を含めた学校種ごとの学事制度(学区域、学校選択制など)の考え方を整理する必要があります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>小・中・義務教育学校それぞれの学校種ならではの特色を生かした教育の展開が重要です。</li><li>学区域のグループ化や学校選択制の取り扱いにおいては、義務教育学校についても、小・中学校と同様とすることが適当です。</li></ul>

### 4 学校規模の考え方

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>小学校は小規模から大規模まで様々な規模の学校が存在しています。</li><li>中学校は小規模校、義務教育学校は大規模校が多くなっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校規模ごとにメリットや課題がありますが、それぞれの特徴を生かしていくことが重要です。</li><li>極端に小規模な状態や大規模な状態が長い間継続し、教育上や学校運営上支障がある場合には、学校支援策をはじめ、様々な対応策を考える検討機関の立上げなどの具体策も必要です。</li></ul>

### 5 学校配置の地域バランス

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>地域によって、学校数や小・中・義務教育学校の配置に偏りがあります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校の整備にあたっては、就学人口の動きや学校改築など様々な状況を踏まえ、小・中・義務教育学校を区内にバランス良く配置することが重要です。</li></ul>

### 6 学校改築

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>校舎の老朽化が進んでいます。</li><li>就学人口の急増や立地特有の問題(例:擁壁の安全確保)などへの対応も必要になります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校改築は老朽化への計画的な対処とともに、就学人口の急増などに対し迅速で柔軟な対応が必要です。</li><li>校舎の基本的な構造体を残して補強する長寿命化や複合施設化、将来の他施設としての利用なども検討する必要があります。</li></ul>

## 品川区の教育施策への反映

今後、答申の内容を参考に教育委員会が具体的な制度の見直し作業を進めます。関係する方々のご理解を得ながら、早期に新たな制度として実現できるよう取り組んでいきます。

### ≫問い合わせ先

品川区教育委員会事務局 学務課  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
TEL 03-5742-6046 FAX 03-5742-0180



●「答申」本文は、品川区ホームページでご覧になれます。

【品川区ホームページ】品川区学事制度審議会のページへのアクセス

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000032400/hpg000032335.htm>

# 品川区立学校の適正な教育環境を

## 確保するための方策について

—義務教育9年間の一貫教育のさらなる充実

および地域との連携強化に向けて—

(答 申)

平成30年3月

品川区学事制度審議会

## はじめに

近年、就学人口の急激な増加や義務教育学校の設置など、区立学校を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況を受け、品川区では「品川教育ルネサンス-For The Next Generation-」の方針のもと、これからの子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、平成28年10月に「品川区学事制度審議会」を設置し、教育に関する制度など（学区域、学校選択制、学校規模など）について1年半にわたり検討を重ねてきました。この答申は、品川区が目指す教育の基盤となる制度や環境の今後の基本的なあり方に関して、審議会としての提言をまとめたものです。

## 「品川教育ルネサンス」とは

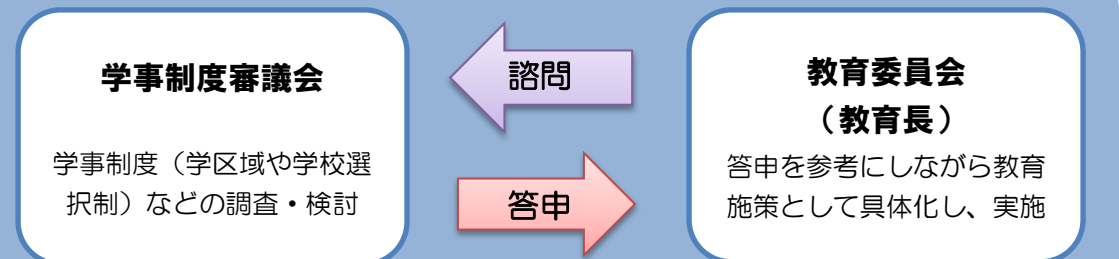
これまで品川区が進めてきた教育改革「プラン21」の成果を踏まえ、変化する社会状況や複雑・多様化する教育課題などを背景に、次代を見据えた新しい品川教育を再構築する取り組みです。

### 品川教育ルネサンスの取り組みの3つの柱とそれらを支える教育環境の整備

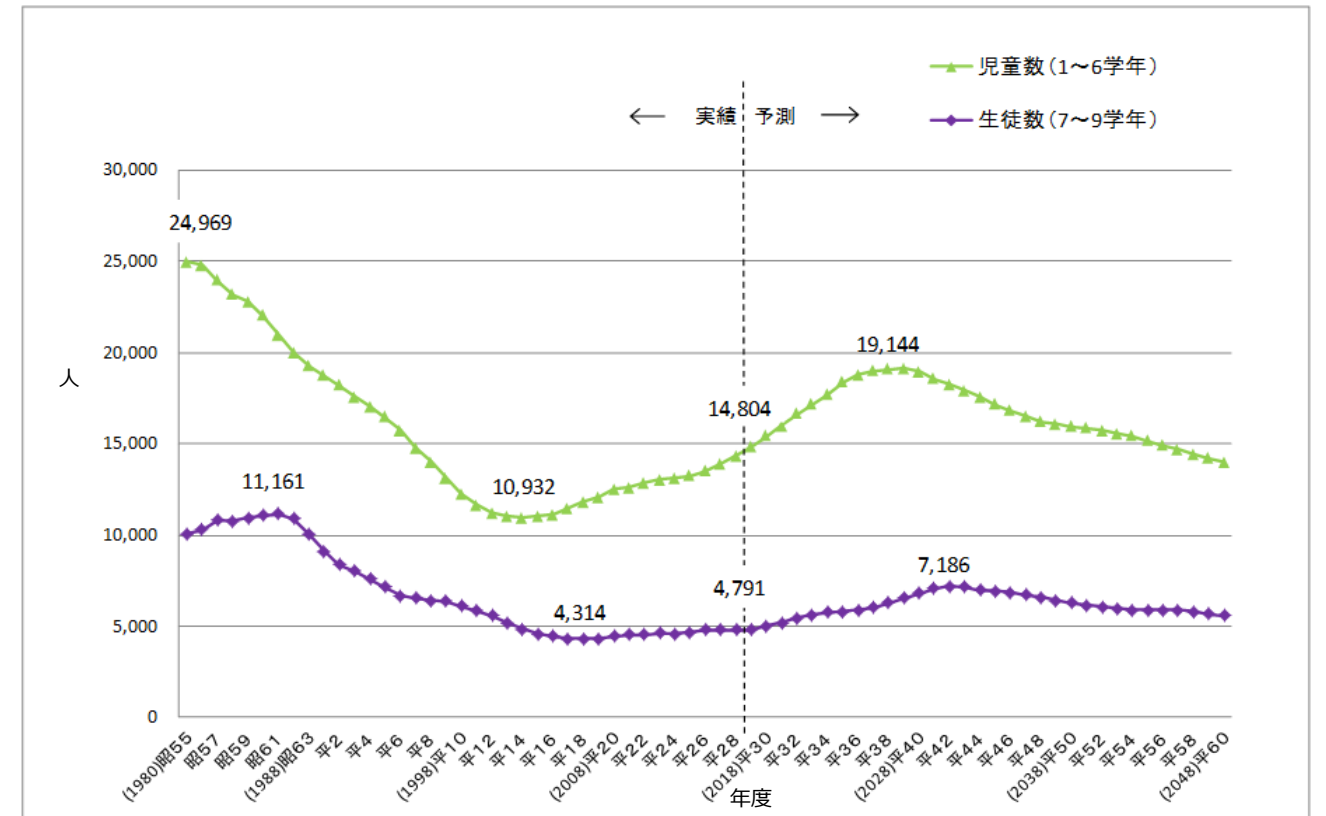
※小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種で行う品川区の教育体制



### 教育環境の充実



品川区立学校全体の児童数・生徒数の推移および推計値



### 【品川区学事制度審議会について】

区立学校の教育に関する制度や環境について、幅広い観点から調査・検討するため設置された機関。教育長の諮問に応じて審議し、その結果を答申します。委員は学識経験者、町会長・自治会長、PTA代表、学校関係者、校長で構成されます。

### 【審議会への諮問内容】

- 1 区立学校の学区域
- 2 学校選択制
- 3 学校種のあり方
- 4 学校規模の考え方
- 5 区立学校の配置バランス
- 6 学校改築

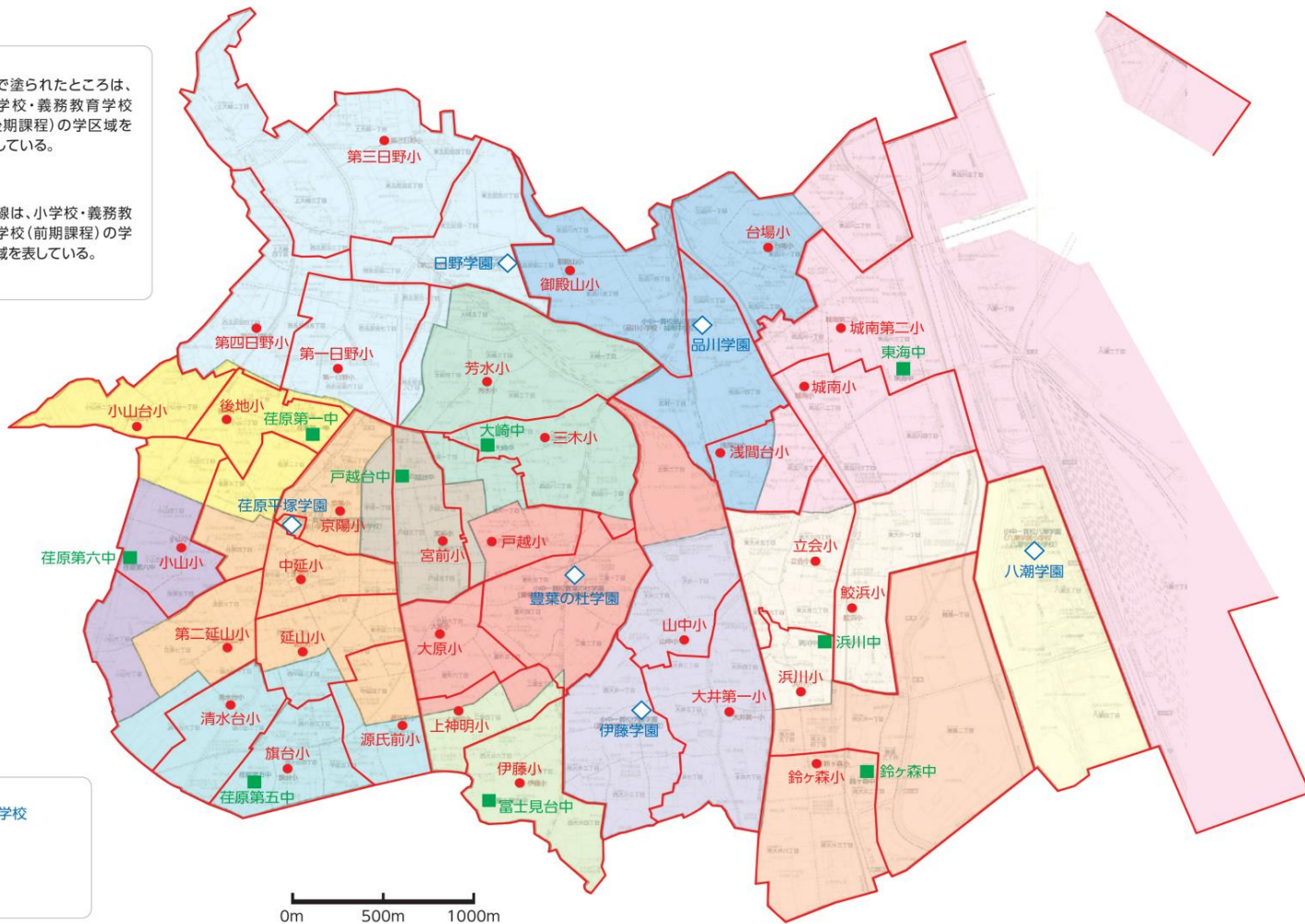
# 審議会の提言の概要

## 1 区立学校の学区

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・義務教育学校（前期課程）の学区が複数の中学校の学区に分かれているところがあり、小・中学校などの間で連携を図りづらい状況があります。</li> <li>就学人口急増地域の区立学校の受入体制を整える必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育9年間の一貫教育をさらに推進するために各中学校・義務教育学校と連携する小学校を設定してグループ化し、その小学校の学区がすべて収まるように中学校・義務教育学校（後期課程）の学区を見直すことが適当です。</li> <li>就学人口の急増などにより施設の受入れが困難な場合などには、小学校・義務教育学校（前期課程）の学区を必要最小限の範囲で見直すこともありうるものと考えます。</li> </ul>

《品川区立学校 学区図》 ※平成30年3月現在

色で塗られたところは、中学校・義務教育学校（後期課程）の学区を表している。  
赤線は、小学校・義務教育学校（前期課程）の学区を表している。

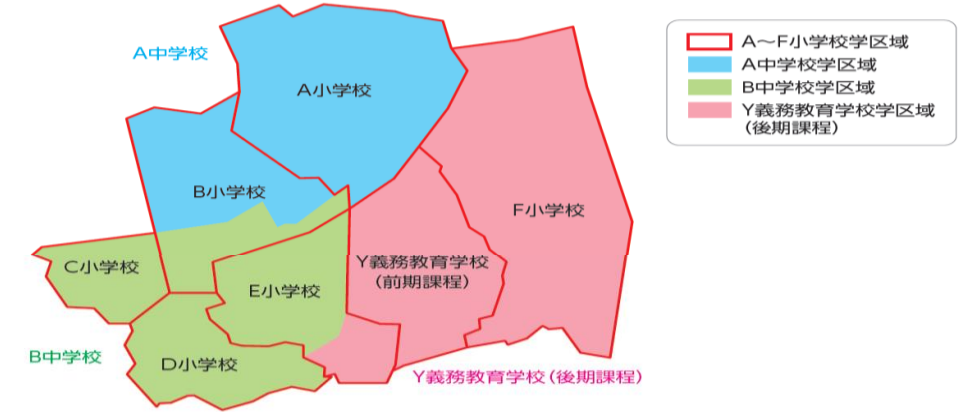


◇ 義務教育学校  
■ 中学校  
● 小学校

### 《学区の見直しの考え方》

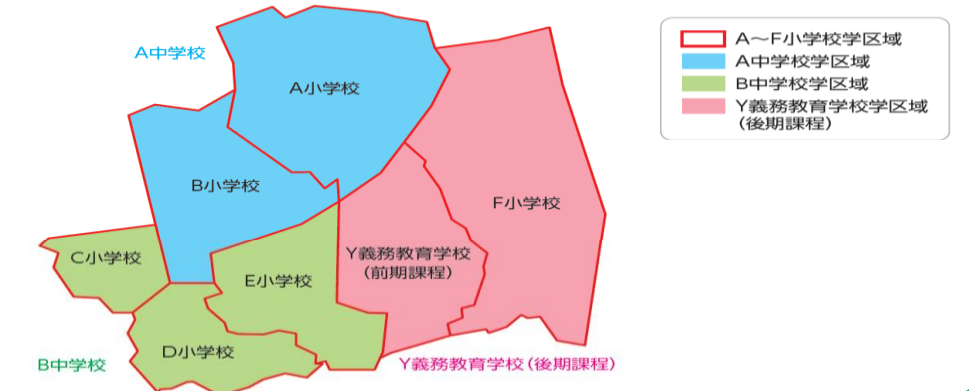
#### 現行制度

- 小学校の学区が2つの中学校（義務教育学校）の学区に分かれているところがあります。（B小学校、E小学校）

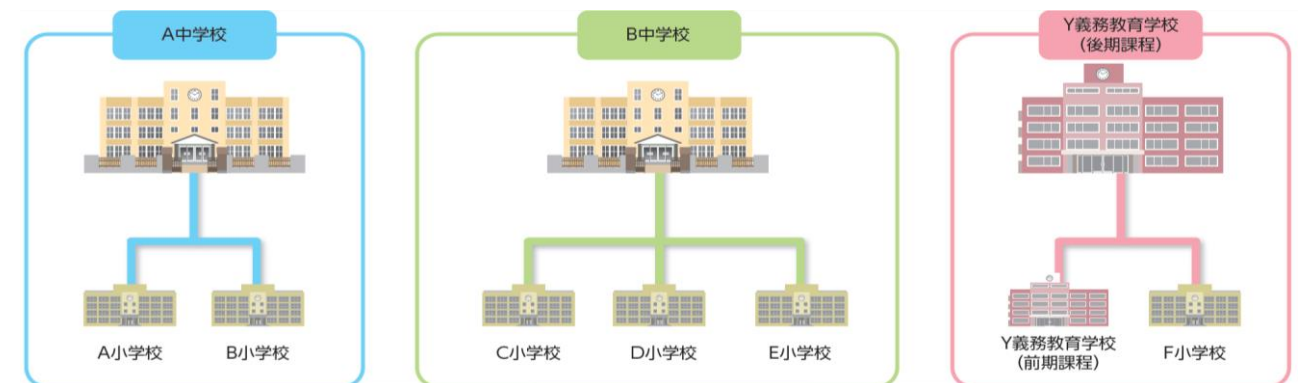


#### 制度見直し後

- 中学校・義務教育学校（後期課程）の学区を見直すことにより、小学校の学区が全て収まるようになります。  
※小学校の学区は原則として変更しない



同じ小学校から進学する中学校・義務教育学校（後期課程）が複数に分かれないよう学区を見直し、ひとつの中学校・義務教育学校と複数の小学校からなるグループを構築することで、グループ内の学校間の連携を深めながら一貫教育をさらに推進する体制が整います。



# 審議会の提言の概要

## 2 学校選択制について

現状・課題	審議会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者からの評価は高く、特色ある学校づくりなどの成果も表れています。</li> <li>東日本大震災を機に災害時などの安全に対する意識が高まり、遠距離通学に対して不安を感じるとの声があります。</li> <li>学校選択時に抽選となる学校が近年増えています。</li> <li>地域と子どもたちとのつながりなどが薄れるのではないかと懸念する声があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択は、地域とともにある学校づくりをより一層推進していくため、ブロック内の選択を廃止して住所地の学校と隣り合う（隣接）学区の学校から選択できる仕組みにすることが適当です。</li> <li>住所地や隣接学区に義務教育学校がない場合でも、必ず小学校と義務教育学校のいずれかを選べるような仕組みにする必要があります。</li> <li>中学校の学校選択は、これまで通り区内全域から自由に選択できる仕組みが適当です。そのうえで、一貫教育の効果をより高めるため、抽選の際に優先順位を設定するなど、運用面で一段と工夫を凝らすことが重要です。</li> </ul>

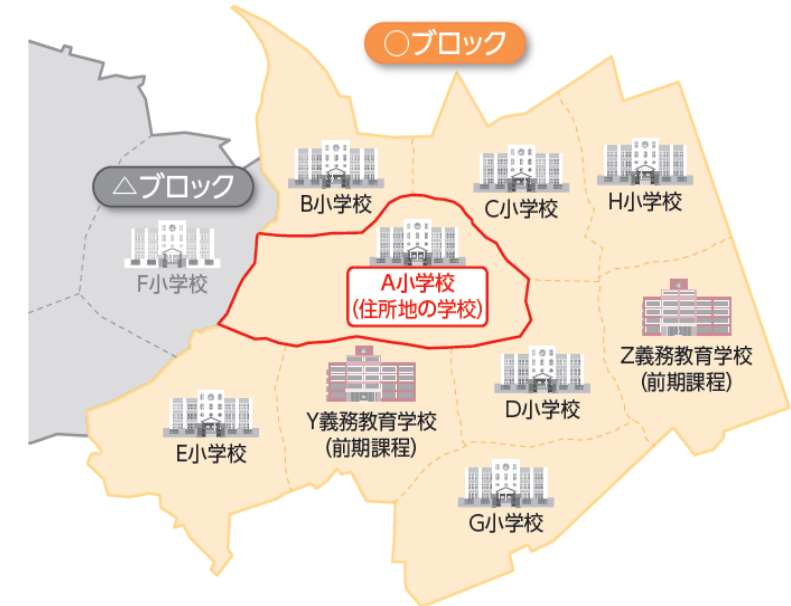
品川区の学校選択制は、学区の児童・生徒を受け入れた後、余裕がある場合に他の学区からも受け入れる制度で、平成12年度から実施しています。現在の制度では、小学校については区内4ブロックに分け、住んでいる学区が属するブロック内から、中学校と義務教育学校については区内全域から学校を選択することができます。



### 《小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制見直しの考え方》

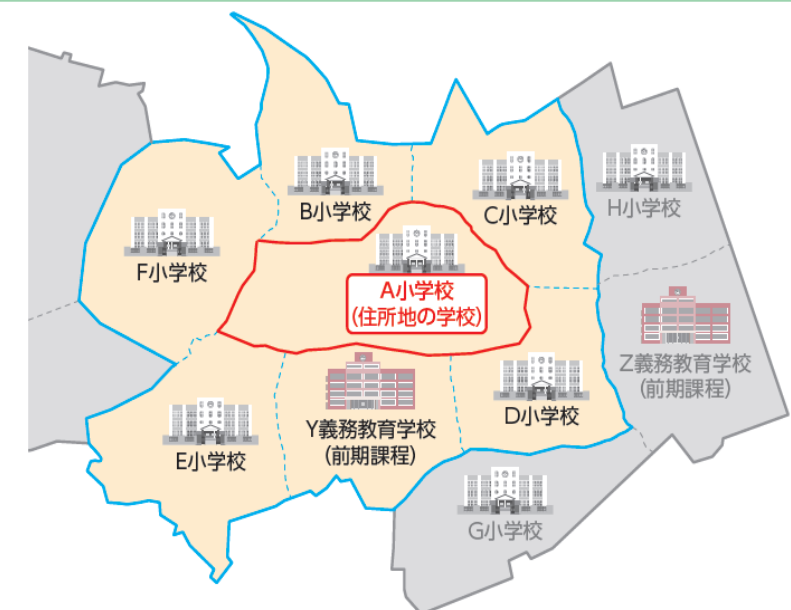
#### 現行制度

- この例では、住所地のA小学校以外に○ブロック内のB,C,D,E,G,Hの小学校6校とY,Zを含む区内全ての義務教育学校（前期課程）6校を選べます。

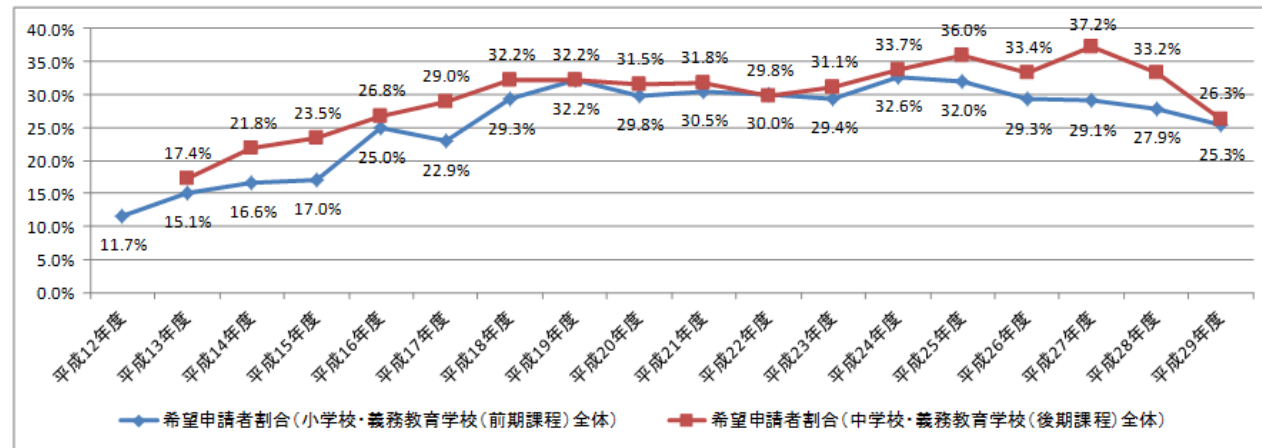


#### 制度見直し後

- この例では、住所地のA小学校以外に隣接するB,C,D,E,Fの小学校5校と、Y義務教育学校(前期課程)1校を選べます。



### 《学校選択制の希望申請者の割合の推移》



### 《学校選択制の抽選実施校の推移》

